

## Ⅱ【環境実践の展開】

### NPOや地域・企業などと連携・協働した 環境実践の展開

#### 目指す将来の姿

- 地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の痛みに気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。
- NPOや地域・企業など、全ての主体が、連携・協働により県民運動的に環境配慮活動を実践しており、エコポイント制度の浸透や環境管理システムの普及などにより日常的な環境負荷低減に向けたライフスタイルへ転換しています。
- モーダルシフト（環境負荷が軽減される移動交通手段の転換）の推進、EV（電気自動車）タウンの普及など、環境負荷低減に向けたライフスタイルの転換に自発的・積極的に取り組めるような社会システムへの転換が進んでいます。

## Ⅱ－１ 環境教育・学習の推進

### ア 目 標

- ・すべての主体が連携・協働して環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら考え行動する人を育てます

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
TEAS※の認定数（総数）	869件	1,064件
（Ⅰ種・Ⅱ種の企業等）	59件	80件
（Ⅲ種の企業等）	329件	400件
（Ⅱ種の高等学校）	17件	24件
（Ⅲ種の小中学校）	40件	60件
（Ⅲ種の家庭（わが家のエコ録登録者含む））	424件	500件
こどもエコクラブ設置市町村数	12市町村	19市町村 (全市町村)

\* TEAS（テス）：鳥取県版環境管理システムの略称（説明別掲）

## イ 現状と課題

- ・ 環境教育・学習の取組状況を一層推進していくために、ISO14001やTEASなどの環境管理システムの構築を通じて、環境教育・学習を体系的かつ継続的に実践していく必要があります。
- ・ 環境教育・学習の質をさらに高めるには、指導者の育成が必要であり、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターや高等教育機関と連携し、知識の普及や県民の自主的な環境配慮活動に対して適切な指導・助言を行うことができる指導者を育成・活用する必要があります。
- ・ 環境教育・学習の取組は、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター、学校、地域、NPO及び行政等の様々な主体で実施されていますが、現状として十分な連携・協働が図られていないことから、各主体と連携・協働できる仕組みづくりを推進していく必要があります。

## ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	(県民) ・ 行政による環境教育等の計画策定の際、作成の段階から参加し、一緒に創り上げていく ・ 環境教育・学習に関して自ら出来る取組を見つけ、家庭、職場、地域といった身近な範囲へ広げる行動をスタートする (NPO) ・ 各主体の連携に関して、それぞれとのパイプ役としての役割を担う ・ 地域に根ざした環境教育を実施・協力し、指導者としての役割を担うとともに指導者、コーディネーター等の育成を行う
事業者	・ 学校、社会教育施設、NPO、自治体等と連携し、環境教育や普及啓発を実施 ・ 環境学習施設としての場の提供 ・ 雇用者に対する職場研修において、自然体験を含めた環境教育を実施 ・ 環境管理システムを導入
市町村	・ 地域の多様性や特色を踏まえ、地域に根ざした環境教育を推進 ・ 環境教育の取組を促進するため、環境に関する情報の提供を積極的に行う ・ 住民の参画を得ながら環境に配慮した地域づくりを行う ・ 小中学校の環境管理システムの導入推進
県	・ 各主体が実施する環境教育・学習を支援 ・ 環境教育の取組を促進するため、環境に関する情報の提供を積極的に行う ・ 高等学校を含む学校、家庭、事業者の環境管理システムの導入推進

## エ 施策

### II-1-1【重点】TEAS（鳥取県版環境管理システム）の普及促進

#### ① TEASの普及促進

- ・ TEASとは環境管理の国際規格ISO14001の簡易版であり、比較的容易にかつ安価で取り組むことができます。組織の規模・必要性に応じてI～III種のレベルから選択して取組を実施することができる制度であり、鳥取県が独自に認定することから、学校や家庭・地域においても認証を取得することが可能です。当該制度によりPDCAサイクルを活用する「環境管理システム」の普及を進め、組織管理の中で環境教育・学習の推進を図ることで、それぞれの組織に適した環境配慮活動、4R実践活動、法令遵守等に積極的、効果的かつ効率的に取り組むことができる体制づくりが構築されます。



#### <取組例>

##### 事業者に対する普及啓発

事業者について、事業規模・必要性に応じてTEAS I～III種の認証取得の推進を図ります。

必要に応じて説明会を開催するとともに、I種およびII種については、関西圏を中心として取組が広がっているKES(環境マネジメントシステム・スタンダード)との協働認証を実施していることから、KESとの協働による制度PRを実施します。

#### <取組例>

##### 県立高等学校に対する普及啓発

すべての県立高等学校について、教育委員会と連携しながらTEAS II種の認証取得を図ります。

#### <取組例>

##### 小中学校に対する普及啓発

小中学校について、教育委員会、市町村と連携しながら、TEAS III種の認証取得を推進します。

#### <取組例>

##### 家庭・地域に対する普及啓発

家庭・地域について、市町村、学校などの関係機関と連携しながら、「わが家のエコ録」への認証登録の推進を図ります。

## II-1-2 教育機関における実践的環境教育・学習の促進

### ① 幼児向けの環境教育の促進

- ・ 「とっとり環境教育・学習アドバイザー」等を活用して、保育所等への環境出前教室を実施するなど、保育士・幼稚園教諭や保護者等の環境意識の向上及び実践活動の促進を図ります。
- ・ 保育士、幼稚園教諭養成機関との連携により、これから幼児教育に携わる学生に対する環境学習の機会を増やすことを検討します。

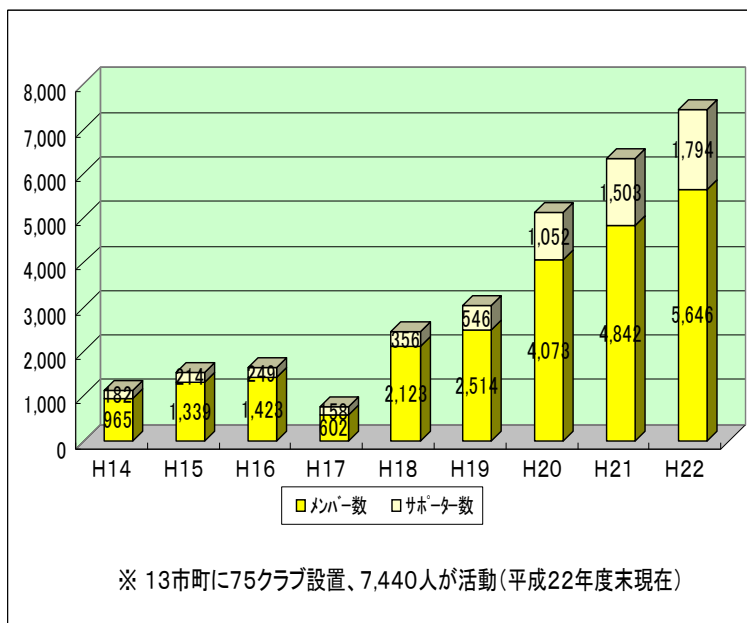
## ② 小中高等学校における環境教育の促進

- ・ 小中学校においては、各学校で作成する「環境教育全体計画」により分野別・発達段階別に環境教育・学習を促進します。
- ・ 県立高等学校においては、各学校が企画した環境教育推進活動を推進します。

## ③ こどもエコクラブの活用

- ・ 「こどもエコクラブ（幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる全国的な環境活動のクラブ）」について、活動経費支援や広報の充実等によって登録を促進し、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題解決に自ら考え行動する力を育成します。
- ・ 市町村と連携して新規登録を呼びかけ、すべての市町村に「こどもエコクラブ」を設置します。

【県内こどもエコクラブのメンバー・サポーター数の推移】



【こどもエコクラブによる清掃活動】



【こどもエコクラブ交流会】



## Ⅱ-1-3 環境教育・学習の質の向上

### ① 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協働

- ・ 地球温暖化防止活動推進センターと連携・協働して、地球温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする地球温暖化防止活動推進員を育成します。（平成23年11月末現在89名）

\* ファシリテーション：会議等の場で発言や参加を促したり、話の流れを整理することにより合意形成や相互理解をサポートし、組織や参加者の活性化・協働を促進させること

### ② 「とっとり環境教育・学習アドバイザー」の活用

- ・ 環境問題に関する知識や経験を有する者をとっとり環境教育・学習アドバイザー

として登録し、地域や学校で実施される環境学習会等の講師として紹介することにより環境教育を推進します。(平成23年11月末現在61名)

- ・ 小中高等学校においては、年1回以上、とっとり環境教育・学習アドバイザーを活用した環境学習会の実施を目指します。

【地球温暖化防止推進員養成講座】



【とっとり環境教育・学習アドバイザーによる環境学習会】



#### Ⅱ-1-4 関係機関との連携強化

##### ① 関係機関との連携・協働の強化

- ・ 環境教育・学習に関して、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、各市町村、各教育委員会、高等学術機関及びとっとり環境ネットワーク等と連携を強化し、今後の環境教育・学習のあり方について意見交換を行いながら、効率的かつ効果的な取組を図ります。

##### ② 自然体験活動の利用促進

- ・ 自然体験活動団体との連携により、県内の自然体験活動を活性化させ、自然体験活動を通じて、楽しみながら自然について認識してもらい、環境に配慮した行動を実践する人を増やします。

【県内での自然体験活動】



##### ③ 環境教育施設の利用促進

- ・ 自然体験活動ができる施設やリサイクル施設などの見学可能な施設を環境教育施設として紹介しており、県民が年に1回は環境教育施設を見学、活動してもらえるように環境教育施設の各種催しやイベントの内容を県のHPやイベント等で積極的に情報提供します。

## Ⅱ－２ 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### ア 目 標

- ・「鳥取県版エコポイント制度」を創設し、NPOや地域・企業等が一体となり、県民運動として環境配慮活動をすすめ、エネルギー使用量の削減を推進することで持続可能な社会を目指します

主な目標指標	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成26年度)
県内全体のエネルギー 使用量	7,065万GJ 【参考】概算内訳 〔電気：4,009百万kWh ガス：3,986万m <sup>3</sup> 原油：677,276kL〕	6,682万GJ  5.4%削減 (H22年度からの削減率)
【各部門ごとの内訳】		
・家庭でのエネルギー使 用量	1,566万GJ 【参考】概算内訳 〔電気：1,203百万kWh ガス：2,986万m <sup>3</sup> 原油：9,170kL〕	1,388万GJ  11.4%削減 (H22年度からの削減率)
・企業でのエネルギー使 用量	3,766万GJ 【参考】概算内訳 〔電気：2,806百万kWh ガス：864万m <sup>3</sup> 原油：224,976kL〕	3,671万GJ  2.5%削減 (H22年度からの削減率)
・運輸部門でのエネルギ ー使用量	1,733万GJ 【参考】概算内訳 〔電気：— ガス：136万m <sup>3</sup> 原油：443,130kL〕	1,623万GJ  6.3%削減 (H22年度からの削減率)

\* GJ（ギガジュール）：エネルギーの単位であり、10<sup>9</sup>ジュールに等しい

\* 運輸部門における電気使用量：比較的少量と想定しており、概算内訳としては見込んでいない

\* ガスの概算内訳：天然ガス及びLPガスの合計量をLPガスとして換算したもの

\* 原油の概算内訳：ガソリン、ジェット燃料、灯油、軽油、A重油及びC重油の合計量を原油として換算したもの

※ 別表（温室効果ガス削減目標一覧表）のとおり、平成22年度から平成32年度までにエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量を13.6%削減することとしています。

これにあわせて、エネルギー使用量を平成32年度までに13.6%削減するための相加平均的中間目標として平成26年度までに5.4%削減するものとして目標指標を算出しました。

## イ 現状と課題

- ・ 低炭素社会を実現するためには一人ひとりが自覚を持ってライフスタイルの変革を図り、県民運動的に環境配慮行動を促す手法の普及が求められています。  
 そうした中、企業・県民の環境行動を促進するため、身近でわかりやすく一人ひとりの努力を促す経済的なインセンティブ（動機付け）を与えるエコポイント制度を創設し、普及促進を図ることが有効です。
- ・ NPO、地域・企業、行政等が一体となって、エネルギーの「見える化」を進め、効率的な省エネを進めることが必要です。
- ・ 環境配慮活動を「楽しみながら」実践するといったイメージを作り上げることで、意識改革を進め、県民一人ひとりが環境実践に参加できる雰囲気作りをすすめる必要があります。
- ・ 経済的見地から環境配慮活動に結びついていない状況が見受けられることから、まずは県が率先して環境配慮活動の取組徹底を図り、NPO、地域・企業に対する取組のフィードバックを行うと共に、各主体による環境配慮活動の優良事例の情報共有を進めていく必要があります。

## ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	(県民) <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコポイント活動への参加</li> <li>・身近な環境配慮活動に積極的に取り組み、環境に配慮したライフスタイルの転換を目指す</li> <li>・県民一人ひとりが地域や職場等、環境に配慮した実践活動を行い、環境負荷低減を目指す</li> </ul> (NPO) <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等は、家庭への省エネ実践を支援し、環境配慮活動の指導、助言</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコポイント活動への参加</li> <li>・自らの事業活動が環境に負荷をかけていることを認識し、自らの社会的責任において環境負荷の低減と企業活動を両立する環境経営に積極的に取り組む</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村施設や地域の環境整備を積極的に行い、率先的に環境負荷低減に取り組む</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコポイントの創設、普及促進の取り組み</li> <li>・各主体が取り組むべき環境配慮活動の仕組みづくりを行うと共にそれぞれの活動を支援</li> <li>・各主体間の連携を推進すると共にそれぞれの活動の情報発信を行う</li> <li>・県有施設等について、率先的に環境負荷低減に取り組む</li> </ul>



## エ 施 策

### Ⅱ-2-1 【重点】鳥取県版エコポイント制度の創設

#### ① 鳥取県版エコポイントの創設

- 企業等と連携して経済的インセンティブを創設することで、県民一人ひとりが自ら積極的に環境配慮活動に取り組み、自発的に取組が進むよう「鳥取県版エコポイント制度」を創設し、県民、NPO、地域・企業等が一体となって県民運動として環境配慮行動を行う社会システムを整備します。

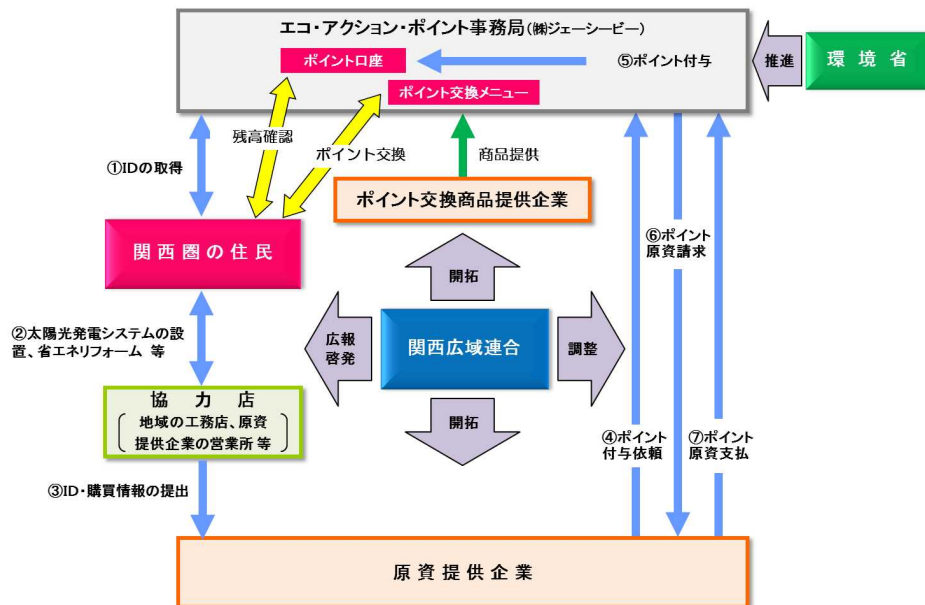
#### <取組例>

##### 環境省が実施する「エコ・アクション・ポイント制度」の連携・推進

エコ・アクション・ポイント制度とは、消費者等によるエコアクション（環境配慮型商品の購入、環境配慮型サービスの利用、その他の環境配慮行動）に対して、経済的なインセンティブを付与することにより、積極的なエコアクションを促す仕組みです。

関西広域連合がこの枠組を利用して実施している「関西スタイルエコポイント事業」と連携して取組を推進するとともに、県内事業者に対しても原資提供企業（エコポイント対象製品の登録）としての参画の呼びかけを実施します。

#### 【エコ・アクション・ポイント制度のイメージ】



#### <取組例>

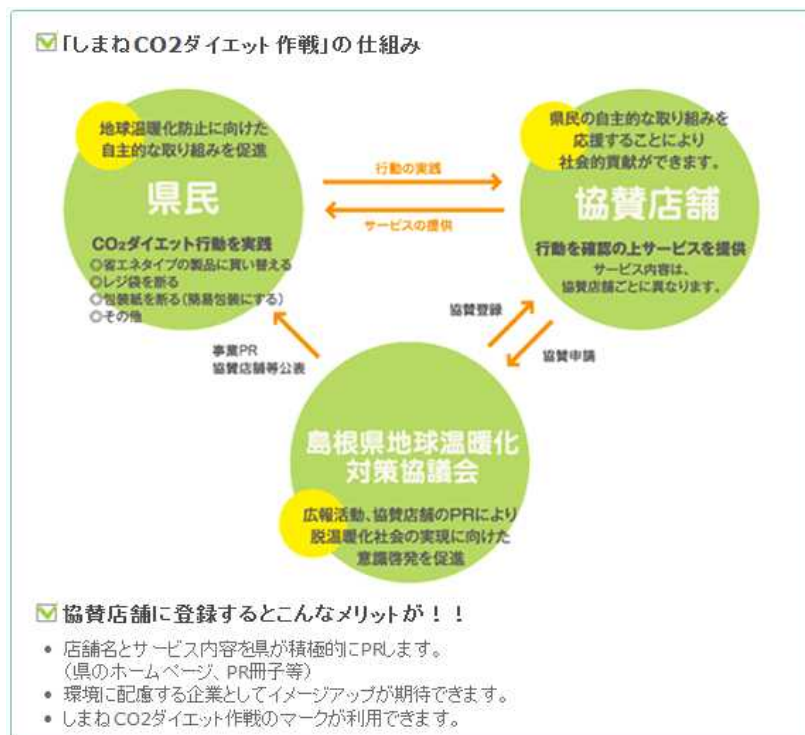
##### 島根県が実施する「しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦」との連携・実施

「しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦」とは、取組の趣旨に賛同する店舗を協賛店舗として募集し、協賛店舗が指定するエコアクションを実施する消費者に対して、協賛店舗が任意のサービスを提供するもの（レストランでマイ箸を持参すれば食後のコーヒー無料サービス、特定の省エネ製品の購入に対して割引等）



鳥取県においても、この仕組みを応用して、鳥取県が実施主体となり、協賛店舗の募集等事業の推進を実施していくとともに、島根県と協働して制度のPRを実施します。

### 【しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦のイメージ】



## II-2-2 【重点】見える化の推進

### ① 家庭・事業所におけるエネルギーの見える化推進

- エネルギーの使用状況の現状把握をすることで、重点的に省エネに取り組むべき分野が見えてくることから、家庭や企業（工場・ビル）に対して「うちエコ診断」、「省エネ診断」などを活用して実情に合わせた実効性の高い省エネ改善提案をするとともに、HEMS、BEMSなどについて導入促進を検討します。

\* HEMS、BEMS：家庭やビルにおけるITを活用したエネルギー管理システム

#### <取組例>

##### 省エネ診断の推進

工場・事業場に対して、エネルギー使用状況の現状把握と、それぞれの実情に合わせて実効性の高い改善提案を行う「省エネ診断」の受診を推進します。

#### <取組例>

##### うちエコ診断等の推進

家庭に対して、エネルギー使用状況の現状把握と、それぞれの実情に合わせて実効性の高い改善提案を行う「うちエコ診断」を鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと連携・協働して推進します。

## Ⅱ-2-3【重点】LED化をはじめとした省エネ対策の推進

### ① LED化の推進

- ・ 省エネ性能の高いLED照明について、地方公共団体が率先して導入を図るとともに、企業への導入を促進します。

#### <取組例>

##### 県有施設の率先LED化

県は、率先して県有施設における照明のLED化を推進します。

- 県庁舎等の照明について、実現可能性、優先度を踏まえた積極的なLED化
- 道路照明について、省エネ効果の高い照明から順次LED化

#### <取組例>

##### 防犯灯のLED化

地域へのLED照明の導入促進として、安全・安心のため、市町村等が新規に設置する防犯灯について、環境配慮の観点からLEDを活用するものについて支援します。

#### <取組例>

##### 事業者の省エネ対策を推進

県内中小企業の省エネ対策と企業競争力強化を促進するため、照明のLED化なども含めた省エネ等設備の導入を支援します。

#### (参考) LED産業の育成・振興

県内に一定の企業の集積が見られるLED関連産業について、産学官が連携して競争力のある製品の開発支援に取り組みます。

##### ○LED戦略研究会・LED照明応用研究会

企業、行政、試験研究機関等からなるLED産業の育成、振興を図る研究会において、相互連携、情報交換、人材育成等をすすめ、LED応用新分野への参入、新商品の創出を図ります。

##### ○LED商品企画・設計支援体制の強化

県内企業が新商品を開発する際に、商品企画、各種設計を支援します。

##### ○鳥取県産LED製品のブランド化推進

県産LED製品について性能評価試験を実施したうえで、品質や安全性をPRし、市場でのイメージアップやブランド化を図ります。

## Ⅱ-2-4 省エネ・省資源活動の徹底

### ① 関係機関との連携・協働の強化

- ・ 省エネ・省資源活動に関して、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター及びとっとり環境ネットワークを中心として、各市町村、各教育委員会、商工団体等が一丸となって県民運動的な取組を展開するよう連携強化します。

### ② 家庭・事業所における省エネルギー・節電の普及啓発

- ・ エネルギー消費が高まる夏場・冬場を中心に、クールビズやウォームビズの推進を図り、家庭・事業所等で誰もが取り組めることのできる省エネ・節電について様々な広報媒体を活用して情報提供します。

### ③ マイバッグ運動の推進

- ・ 環境にやさしいライフスタイルへの転換の第一歩として、事業者・消費者団体・行政等で組織するノーレジ袋推進協議会を中心に店頭やイベント等様々な機会を捉え、消費者へのマイバッグ持参の普及啓発に取り組みます。

#### <取組例>

##### レジ袋無料配布中止の全県への拡大

平成24年10月に東部地域から実施するレジ袋無料配布中止の取組みにおいて、レジ袋辞退率80%達成を目標とするとともに、この取組みを全県的、かつ、多業種へ波及・拡大させることを検討し、県民運動としてレジ袋の削減を推進します。



### ④ グリーン購入の普及推進

- ・ 購入者の行動を環境にやさしいものにするとともに経済活動全体を環境配慮型に変えていくことが期待できる「グリーン購入（環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入すること）」について、グリーン購入ととっとりネットと連携して普及促進を進めます。

### ⑤ エコドライブの推進

- ・ 自動車運転者が、身近に取り組むことができるアイドリングストップ運動を県民運動として展開し、認証制度やエコドライブ教習会などにより県民や事業者による自動車の適切な整備やエコドライブの積極的な実践を推進します。

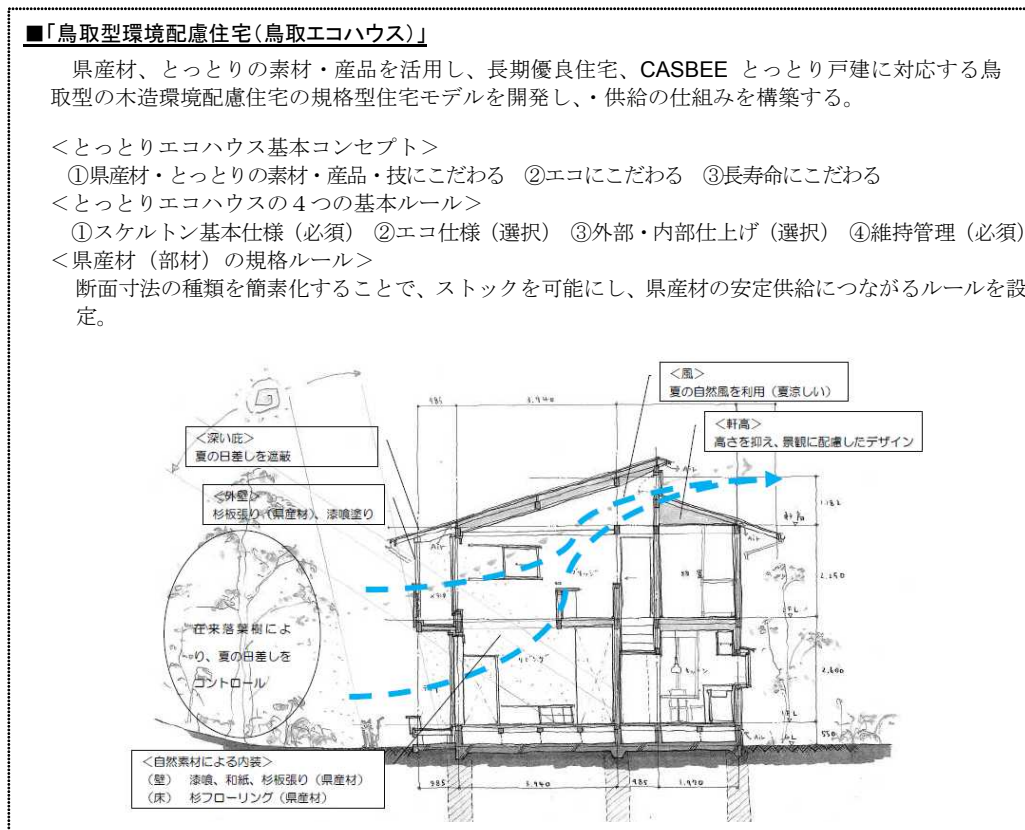
## Ⅱ-2-5 エコハウスの推進

### ① 鳥取エコハウスの推進

- ・ 県産材、鳥取の素材・産品を活かす鳥取型の木造環境配慮住宅（とっとりエコハ

ウス)を林業家、製材業者、設計者、工務店などの事業者と行政で構成する鳥取エコハウス推進協議会において開発しています。鳥取エコハウス推進協議会では「価値ある住宅を手の届く価格で」というコンセプトを設定し、主な住宅取得層である若い世代に訴求する仕様、取得しやすい価格帯の規格型住宅を、インターネット等を活用して販売する仕組みを構築します。併せて鳥取エコハウスを体感できるモデルルームを制作し、住宅フェア等に出展するとともに規格型住宅の建設希望者を募り、応募者が建設する住宅を期間限定のモデルハウスに活用する等により広く県民に周知を図り、県民に環境負荷の低減に配慮した住まいづくりの普及を図ります。

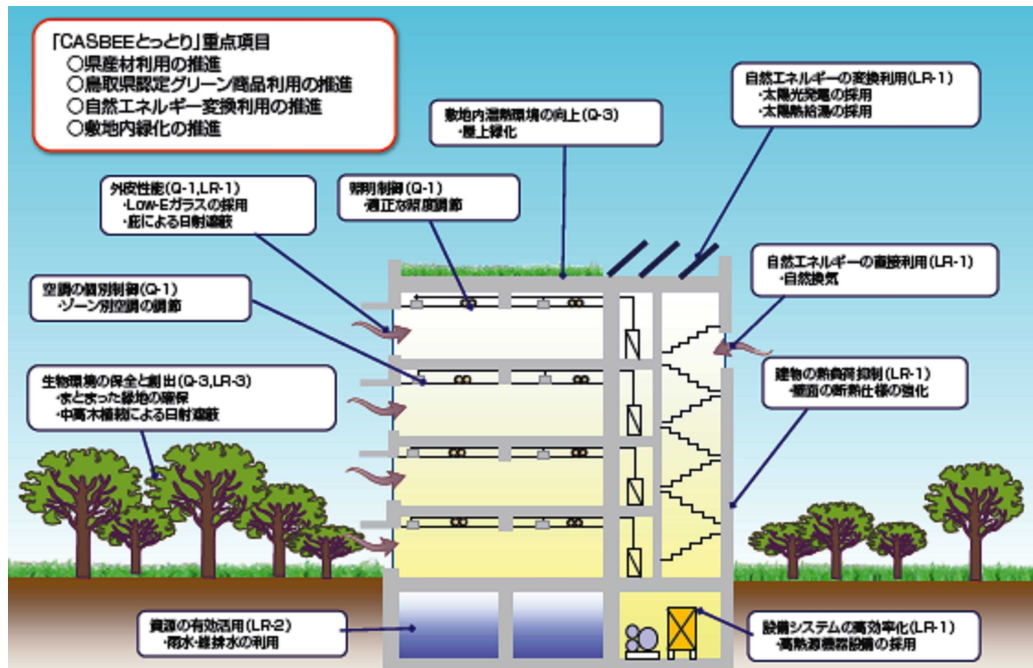
### 【鳥取エコハウスのイメージ】



## ② 鳥取県建築物環境配慮計画制度

- 一定規模以上の建築物の建築棟を行う建築主に鳥取県建築物環境総合性能評価システム(CASBEEとっとり)により、建築物の環境性能を評価した建築物環境配慮計画書の作成、届出を義務づけることにより、建築物に係る総合的な環境負荷低減の自主的な取り組みを推進します。

【CASBEEとっりの評価項目】



II-2-6 優良取組の普及促進

① 優良取組の普及促進

- ・ 県内の家庭や企業における特に優れた取り組み事例を収集し、表彰することで、取組を活性化するとともに優良事例を広くPRすることで取組の普及を図ります。

② 省エネ実践事例の展開

- ・ 省エネ製品や省エネ対策事例の効果などについて、幅広く情報を収集し、ホームページなどで家庭や企業にPRし、取組みの展開を図ります。

## Ⅱ－３ 社会システムの転換

### ア 目 標

- ・ N P O や地域・企業等が一体となり、公共交通機関・自転車などの利用促進、E V（電気自動車）タウン化の推進等を通じ、モーダルシフト（交通手段の転換）を推進し、低炭素社会の実現に向けた社会システムの転換を図ります

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
電気自動車普及台数	16台 *超小型電気自動車11台を含む	1,800台
急速充電器設置台数	0基	30基

### イ 現状と課題

- ・ 県内のCO<sub>2</sub>排出量のうち、運輸（家庭）部門が1990年比で43%（2007年実績）増加しているなど、この分野におけるCO<sub>2</sub>の削減は喫緊の課題となっています。

本県の生活交通体系は、自動車に依存したクルマ社会であり、運輸（家庭）部門のCO<sub>2</sub>排出量が減少しない要因であるとともに、渋滞の発生や公共交通の利用者の減少などの問題も生じており、より環境負荷が少ない交通手段（公共交通、自転車、E Vなど）に転換（モーダルシフト）していく必要があります。

本県は、2010年に国のE V・P H Vタウンに選定されました。このE V・P H Vタウン構想では、2014年にE Vの普及目標を1,800台、2020年には18,000台としています。具体的な取組みとして、E Vの展示・試乗会の開催、民間レンタカー事業者と共同でE Vカーシェアリング（共有化）の実施、充電インフラ整備のための補助事業の実施などを行っています。さらに、岡山県をはじめとした近隣の自治体と連携して急速充電器の設置に取り組み、県境を越えて広域移動が可能な環境を整備してきました。こうした取組みにより、県内におけるE Vの台数も100台を超えました。（2011年12月末時点）

- ・ なお、将来的には、生活に必要な諸機能を集約した「コンパクトシティ」の概念を取り入れた効率的で持続可能な都市づくりを進めることで、クルマ社会からの脱却を図るような考え方も必要です。

\* P H V（プラグインハイブリッド自動車）：

外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、「走行時にCO<sub>2</sub>や排気ガスを出さない電気自動車の長所」と「ガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所」を併せ持つ自動車です。



## ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関や自転車などの利用により自家用車の使用抑制</li> <li>自動車やバイクを購入・更新する際には、EV（電気自動車・電動バイク）などの、より環境負荷が低減されたものを選択</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の通勤等において、自転車利用推進やノーマーカーデーなどにより自動車使用を抑制</li> <li>業務用車両を購入する際には、率先してEVやより環境負荷が低減された車両を選択</li> <li>EV利用者の利便性向上のため、充電設備を整備</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の通勤等において、自転車利用推進やノーマーカーデーなどにより自動車使用を抑制</li> <li>公用車を購入する際には、率先してEVやより環境負荷が低減された車両を選択</li> <li>自転車や公共交通を利用しやすい環境・システムづくりの取り組み</li> <li>EV利用者の利便性向上のため充電設備の整備</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の通勤等において、自転車利用推進やノーマーカーデーなどにより自動車使用を抑制</li> <li>公用車を購入する際には、率先してEVなど、より環境負荷が低減された車両を選択</li> <li>自転車や公共交通を利用しやすい環境・システムづくりに取り組むとともに、モーダルシフトの必要性や取り組みについて、情報発信・提供</li> <li>EV利用者の利便性向上のため充電設備を整備</li> <li>EV普及のための取組を支援</li> </ul>

## エ 施策

### II-3-1 【重点】モーダルシフトの推進

#### ① バイシクルタウンの推進

- 二酸化炭素排出量削減の観点から、過度の自動車依存から脱却し、より環境負荷が少ない移動交通手段である自転車に転換するシステムづくりの取り組みを検討・推進します。

#### <取組例>

##### バイシクルタウン構想の検討

モーダルシフトの推進の一環として、自動車から自転車への交通手段の転換拡大を進める「バイシクルタウン構想」の取り組みを検討します。

【シクロシティ富山 シクロシティ株式会社】





<取組例>

自転車エコ通勤推進の支援

環境負荷の少ない交通手段で、健康増進にも資する自転車の利用促進への展開に向けて、通勤交通手段の自動車から自転車への転換拡大などの取り組みに対する支援をします。



② 公共交通機関の整備と利用促進

- ・ 二酸化炭素排出量削減や高齢化社会における交通弱者対策などの観点により、生活交通体系を自家用車から公共交通にシフトする必要があることから、地域や公共交通等と連携し、利用増に直結する施策などにより、公共交通の利用促進等を推進します。

<取組例>

EVバス運行の支援検討

環境負荷の低減をさらに進める次世代の公共交通の構築を目指すため、EVバスの導入支援を検討します。

【慶應義塾大学写真提供】



II-3-2 【重点】EVタウンの推進

① EVの初期需要の創出

- ・ 車体価格が高価であり、県内の走行台数もまだ少ないことから、EVに対する認識が不十分な状況を解消するため初期需要の創出に取り組みます。

<取組例>

カーシェアリングによるEV体験機会の創出

平日は県が公用車として率先利用を行うとともに、土日祝日は県民や観光客へレンタルすることにより、EVの体験機会を創出します。



<取組例>

コンバージョンEVへの取組支援

県所有の公用軽トラックをEVコンバート（改造）するなど、コンバージョンEVへの取組を支援し、普及を推進します。



② 充電インフラの環境整備

- ・ 航続距離に制限があるEVが県内を安心して走行できる環境を整備するとともに、近隣の自治体と連携して県境を越えた広域移動ルートの実現に取り組みます。

<取組例>

県の補助制度を活用した充電インフラの整備

充電設備を設置する自治体等に対する助成により、県内の主要幹線道路沿いに30～50km間隔で急速充電器の設置を推進してきました。この結果、県内急速充電器の設置台数は平成24年3月時点で26台となり、人口当たり、世帯数当たり、自動車保有台数（ガソリン車含む）当たりの設置台数は全国一となっています。今後は、特に普通充電器について設置箇所の拡充を図ります。

【県内の急速充電器設置箇所】



【急速充電器】

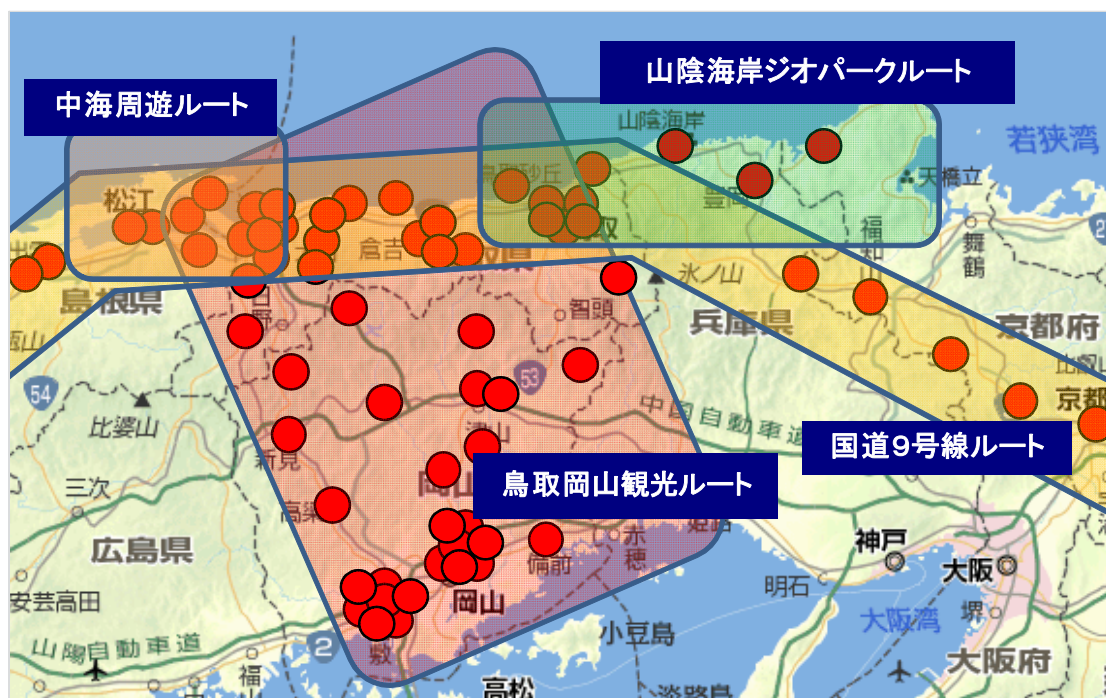


<取組例>

近隣の自治体と連携した充電インフラの整備

航続距離に制限があるEVによる広域移動を可能とするため、近隣の自治体と連携して充電インフラの整備に取り組み、EVで安心して走行できる多様な広域移動ルートを実現します。

【例）鳥取岡山観光、山陰海岸ジオパーク、国道9号線、中海周遊ルート】



### ③ 電動バイク普及拡大

- ・ 公用電動バイクとして行政の率先導入に取り組むとともに、CO<sub>2</sub>の削減に加えて、県内で生産される電動バイクの普及促進により県内産業の振興につながるような支援策を検討します。
- ・ 電動バイクの普及を支えるための充電インフラについても、助成制度の活用による一層の整備促進を図ります。